

# 筑西広域市町村圏事務組合消防職員の職名に関する規程

平成 29 年 3 月 14 日

訓令第 1 号

改正 令和 4 年 2 月 7 日訓令第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和 46 年条例第 7 号）に規定する消防職員の職の名称（以下「職名」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (消防吏員の職名)

第 2 条 消防吏員の職名は、次のとおりとする。

消防長、消防次長、消防本部課長、消防本部課長補佐、係長、主任、係員

## (消防吏員以外の消防職員の職名)

第 3 条 消防吏員以外の消防職員には、職種上の職名及び組織上の職名を付与するものとする。

2 職名の付与については、筑西広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規程（平成 17 年訓令第 3 号）を準用する。

## (役職名)

第 4 条 第 2 条に定める職名のうち、消防長、消防次長、消防本部課長、消防本部課長補佐及び係長にあっては、別表に掲げる区分により、それぞれ同表右欄に定める役職名を付与する。

2 前項の場合において、当該役職名には、筑西広域市町村圏事務組合消防本部に関する規則（昭和 48 年規則第 1 号）又は筑西広域市町村圏事務組合消防署に関する規程（平成 11 年訓令第 1 号）に定める課又は署等の名称を冠するものとする。

## (法令に基づく職名の併用)

第 5 条 職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第 4 条に規定する職名のほか、別の職名を用い、又は併せ用いることができる。

## (委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和4年2月7日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	役職名
消防長	消防長、理事
消防次長	消防次長、参事
消防本部課長	消防本部課長、消防署署長、消防署副署長、副参事
消防本部課長補佐	消防本部課長補佐、グループ長、消防署分署長、消防署課長、消防署課長補佐
係長	係長